令和元年8月オレンジ勉強会

登記のない建物の建物明渡請求

令和元年8月23日 弁護士 有馬 明仁

第1 事案の概要

第 2 訴状作成におけるポイント

- 請求の趣旨 通常の建物明渡請求訴訟と同様
- 物件目録(別紙参照) 家屋番号は「未登記につきなし」との記載になる。 床面積も、「未登記につき現況」との記載を追記する。
- 建物の地図,写真

裁判所からは、建物の特定のために、明渡の対象が特定できる範囲で地図、写真を添付してほしいとの要望があったので、地積測量図を利用して、 建物部分に斜線を引いて、建物を特定した。

また、写真撮影報告書のような内容の書類を作成し、写真からも、特定

できるようにした。
なお、本件の場合、土地の中に建物が一つしかなく、土地に対して建物が占める割合が大きかったので、写真撮影報告書までは必要なかったかも しれません。

以上

(別紙)

物件目録

建物 1

所 在 ●県●市・・・・ 家屋番号 (未登記につきなし) 構 造 ●● 床 面 積 ●平方メートル (未登記につき現況) (別紙2図面の斜線部分の建物。別紙3写真において撮影されている建物)